

知的財産推進計画 2026 が企業経営・知財部門に求める変革

— 内閣府公表の一次資料に基づく整理 —

2026 年 8 月 5 日

Claude Opus 5

要 旨

知的財産推進計画 2026（2026 年 6 月 12 日 知的財産戦略本部決定）は、知財・無形資産を「企業の経営戦略及び国家戦略の中核に据えることが急務」と明記し、企業に対して①経営層主導のガバナンス構築、②IP ランドスケープを活用した「勝ち筋」の特定、③統合報告書・有価証券報告書における開示の充実を求めている¹。

これは同年 7 月 21 日に確定したコーポレートガバナンス・コード 2026 年改訂と一体をなす。改訂コードは原則 4-1 で取締役会に成長投資（設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等）について「具体的に何を実行するのか」を説明する責務を課し、解釈指針で知的財産等無形資産の「創出・取得・強化・保護・収益化」への戦略的取組を求めた⁴。

さらに 2026 年 8 月 3 日公表のガイダンスは、知財経営を阻む「5 つのボトルネック」を特定し、知財部門を専門部署から経営機能へ転換すること（担当 CxO の配置、経営企画との人的交流、知財と事業のハブ機能）を求めている³。改訂コードに対応するコーポレート・ガバナンス報告書の提出期限は遅くとも 2027 年 7 月末であり、企業には約 1 年の準備期間しか残されていない。

1. 本書の目的と方法

本書は、内閣府知的財産戦略推進事務局・清水参事官による講演（2026 年 8 月 4 日）¹⁶の内容を出発点とし、そこで言及された政策動向を内閣府・金融庁・特許庁等が公表した一次資料に照らして検証したうえで、知的財産推進計画 2026（以下「推進計画 2026」）が企業経営および知財部門に求めている変革を整理したものである。

記述にあたっては、一次資料で確認できた事実と、それらに基づく分析・推論とを明確に区別している。分析部分は「本書の見立てでは」等の表現により示した。また、講演が音声書き起こしに基

づくため生じたと思われる用語の誤りについては、原資料に基づき訂正のうえ記述している（第6章参照）。

2. 推進計画 2026 の全体像

2.1 策定の経緯と構成

推進計画 2026 は、知的財産基本法に基づき内閣に設置された知的財産戦略本部（本部長：内閣総理大臣）が、2026 年 6 月 12 日の第 55 回会合において本部決定したものである。副題は「成長戦略を支える知財戦略の推進」であり、本文は 143 ページ、概要資料は 18 ページで構成される^{1,2}。内閣府知的財産戦略推進事務局は策定を支援する事務局の立場にあり、決定後は各省庁と連携して計画を推進する役割を担う¹⁶。

2.2 6 つの基本認識

推進計画は毎年、情勢認識の議論から出発する。2026 年版が掲げた基本認識は以下の 6 点である^{1,2}。

- 世界的な無形資産投資の増加。WIPO「世界無形資産投資ハイライト 2025」は、2008 年以降、世界経済における無形資産投資が有形資産投資の約 4 倍のペースで成長したと指摘している⁶。
- 生成 AI の急速な社会実装と産業への大きなインパクト。
- 経済安全保障の重要性の高まり。地政学的リスクの増大により、共同研究や顧客との関係といった従来は懸念の薄かった局面が技術流出リスクとなりつつある¹⁶。
- 国際標準の戦略的活用の必要性。既存の国際秩序・ルールが機能しにくくなる中、国内外の標準の視点を持つことが不可欠となっている。
- コンテンツ産業の基幹産業化。市場規模 13.3 兆円（2023 年）、海外市場規模 6.1 兆円（2024 年）と、鉄鋼業界や半導体産業と比べても規模が大きく、「いまや我が国の基幹産業」と位置づけられた²。
- クールジャパン関連産業の海外展開規模の拡大。30.7 兆円（2025 年比約 13%増）にまで拡大している²。

2.3 5 つの方向性

これらの認識を踏まえ、推進計画 2026 は知財戦略の方向性を大きく 5 つのグループに整理している

^{1,2,16}。

方向性	主な内容
① 知財・無形資産を中核に据えた企業経営・国家戦略のさらなる推進	ガバナンスガイドラインの改訂、開示の在り方の総合的検討、成長戦略 17 分野における IP ランドスケープを活用した「勝ち筋」の明確化
② 生成 AI 等の新たな時代に即した知財の保護	「プリンシプル・コード（仮称）」の策定による AI 開発促進と知財保護のバランス確保、特許・意匠に係る法制度的対応の検討継続
③ 成長戦略と国際標準	「新たな国際標準戦略」に基づくモニタリング・フォローアップ、官民投資ロードマップへの標準化のビルトイン、官民ハイレベルフォーラムの司令塔機能強化
④ コンテンツ戦略	2033 年までに海外市場規模 20 兆円とする政府目標の達成に向けた官民投資ロードマップの着実な推進
⑤ クールジャパン戦略	2033 年までに海外展開規模 50 兆円以上とする政府目標の達成に向けた諸施策

3. 企業経営に求められる変革

3.1 知財・無形資産を経営の中核に据える

推進計画 2026 の本文「知財戦略の今後の方向性」は、「知財・無形資産は企業の稼ぐ力、ひいては、日本の成長力の源泉であり…知財・無形資産を企業の経営戦略及び国家戦略の中核に据えることが急務である」と明記した¹。これは知財を「守りの機能」から「価値創造の中核」へと位置づけ直す要請であり、企業に対する要請は次の 3 点に集約される。

- 知財・無形資産ガバナンスガイドラインを令和 8 年度中に改訂し、コーポレートガバナンス・コード改訂に合わせて上場企業の取締役会・経営層に対し「知財・無形資産の価値の本質を伝えるメッセージ」等の発信を強化する¹。
- 統合報告書等による自主的開示を促進するとともに、有価証券報告書の記載事項とすることも含め、開示の在り方を総合的に検討する¹。
- 日本成長戦略 17 分野について、IP ランドスケープを活用して「勝ち筋」を明確化し、国等が支援する研究開発プロジェクトに活用する¹。

背景には、日本企業の無形資産の位置づけの相対的な低さがある。時価総額に占める無形資産の割合は、米国（S&P500）が 2020 年時点で 9 割に達する一方、日本（日経 225）は従来の 3 割程度から上昇したものの、なお半分程度にとどまる^{7,16}。研究開発の海外シフトによる競争力低下への懸念

も指摘されている。なお、第 7 期科学技術・イノベーション基本計画（2026 年 3 月閣議決定）は、2026～30 年度の政府研究開発投資を 60 兆円（前期比倍増）、官民合わせた投資目標を 180 兆円としている¹⁴。

3.2 コーポレートガバナンス・コード 2026 年改訂による説明責任

2026 年 7 月 21 日に確定したコーポレートガバナンス・コード 2026 年改訂は、2021 年以来 5 年ぶりの改訂であり、「形式から実質へ」を基本方針として原則のスリム化・プリンシプル化と「解釈指針」の新設という構造的再設計を行った^{4,5}。知財・無形資産に関する規定は、従来の補充原則から原則へと格上げされた点が実務上決定的に重要である。

該当箇所	知財・無形資産に関する要請
原則 4-1	取締役会は経営戦略・経営計画の策定・公表に当たり、成長投資（設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等）や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源配分について「具体的に何を実行するのか」を説明すべき
原則 4-1 解釈指針	知的財産等の無形資産への投資については、競争力や企業価値向上の源泉であることを踏まえ、その創出・取得・強化・保護・収益化に戦略的に取り組むべきである
原則 4-2(2)	自社の経営資源の配分が経営戦略・経営計画に照らし適切かを「不断に検証」すべき（現預金等の金融資産の有効活用を含む）
原則 3-1③・補充原則	人的資本や知的財産への投資等について、経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ、分かりやすく具体的に開示・提供すべき
原則 4-4 解釈指針	経済安全保障を巡る環境変化等の地政学的要因によるサプライチェーン途絶リスク及び技術等の情報流出リスクへの対応を、リスク管理体制の考慮事項に含む

実務上重要な留意点として、コンプライ・オア・エクスプレインの対象は「基本原則」「原則」に限定され、「解釈指針」はその対象外（ベストプラクティス／グッドプラクティスの位置づけ）とされている^{4,5}。もっとも、原則 4-1 が説明責任の根拠規定である以上、解釈指針の内容は実質的に説明の水準を規律すると考えられる。本書の見立てでは、解釈指針が対象外であることをもって対応を先送りする姿勢は、機関投資家や議決権行使助言会社の評価において不利に働く可能性が高い。改訂後のコーポレート・ガバナンス報告書の提出期限は、遅くとも 2027 年 7 月末である⁴。エクスプレインを選択する場合も、いわゆる「ひな型」的な記載ではなく、自社固有の事情に即した丁寧な説明が求められる。

3.3 ガイダンスが特定した「5つのボトルネック」

内閣府「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」は、2026年8月3日に「価値創造を加速する知財・無形資産投資・活用のガイダンス～コーポレートガバナンス・コード改訂を機会に、企業価値を向上させるために～」を公表した³。同ガイダンスは、有識者による集中的な議論を通じて数十に及ぶボトルネックを抽出し、これを5つに再整理したうえで、解消策と企業の実際の実組事例を紐付けて提示している^{3,16}。取締役会には「可能なものから順に、速やかに対応することが期待される」とされる。

ボトルネック	対応の方向性
① 取締役会・経営陣の体制が、中長期の「成功のタネ」を追求できるようになっていない	中長期経営計画のアジェンダに知財・無形資産の投資・活用の観点を組み入れ、これを統括する執行責任者（担当 CxO）を配置する
② 中長期の価格決定力・ゲームチェンジのために、市場環境における自社の立ち位置を踏まえた参入障壁の構築・移転・活用ができていない	「技術で勝ってビジネスで負ける」からの脱却。事業プロセスを細分化して差別化要素を可視化し、オープン＆クローズ戦略を設計する
③ 知財・無形資産のジレンマ（成長の糧に投資するほど短期的には利益が悪化して見える）	投資効果を時間軸に沿って因果関係とともに可視化し、適切な KPI を設定する。研究開発・人材育成・ブランド管理等の販管費計上費用が中長期成長につながる因果関係を可視化する
④ 攻めの参入障壁構築のための戦略的な部門連携や人的配置ができていない	サイロ化しがちな知財部と現場情報を持つ各部門との協調、経営企画等との人的交流の仕組みの構築。出願戦略・契約設計のみならずビジネスモデルも一貫通貫でデザインする「知財と事業のハブ機能」を担うポジションの設置
⑤ 中長期成長に関心のある投資家への発信が不足している	投資家目線の取り込み。社外取締役や投資家による外部視点を活用した潜在価値の説明体制を整備する

ガイダンスのキーメッセージは、「攻めの参入障壁」を価格決定力・ゲームチェンジにつなげる意識と、知財・無形資産のレバレッジの高さである。ガイダンスは知財・無形資産を「投資効果のレバレッジが高く、一度創出されるとその効果を繰り返し享受することができる…『中長期の成功のタネ』」と表現している³。

また、投資家との関係については、中長期成長を志向するのであれば中長期の成長に関心のある投資家に向けて発信すべきであり、短期思考の投資家に対する説明では中長期の成長は見込めないと

いう趣旨の指摘がなされている¹⁶。ガイダンスの公表は改訂コードに対応する検討会の取組の第一歩と位置づけられ、今後のフィードバックを踏まえて知財・無形資産ガバナンスガイドラインの改訂につなげる予定と明記されている³。

3.4 開示実務への影響

推進計画 2026 は、統合報告書等の自主的開示の促進と、有価証券報告書における開示の役割の再整理を「開示の在り方の総合的な検討」として位置づけている¹。本書の見立てでは、当面は統合報告書等での任意開示が先行し、その蓄積を踏まえて有価証券報告書の記載事項化が検討されるという段階的な進行が想定される。したがって企業としては、法定開示化を待つのではなく、任意開示の段階で知財・無形資産と企業価値向上の因果パスを言語化しておくことが、後の法定開示への移行コストを下げる合理的な対応となる。

3.5 IP ランドスケープと成長戦略 17 分野

日本成長戦略（2026 年 7 月閣議決定）は、様々なリスクを最小化する「危機管理投資」と先端技術を花開かせる「成長投資」からなる 17 の戦略分野を定めている¹⁵。推進計画 2026 は、これら各分野について IP ランドスケープの考え方を活用して「勝ち筋」を明確化し、集中的な知財投資を推進するとした¹。

講演では、各分野で特定されている「勝ち筋」に必ずしも知財・無形資産の視点が入っておらず、府省庁によって進捗にムラがあるため、IP ランドスケープの考え方をを用いて一貫通貫で勝ち筋を明確化することが重要である旨が説明された¹⁶。これは、IP ランドスケープが企業の任意の分析手法から、国のプロジェクト形成に組み込まれる政策ツールへと位置づけを変えつつあることを意味する。本書の見立てでは、成長戦略 17 分野に関連する事業を持つ企業にとって、IP ランドスケープの実施能力は公的資金を伴うプロジェクトへの参画要件に接近していく可能性がある。

4. 知財部門に求められる変革

4.1 専門部署から経営機能へ

ガイダンスのボトルネック④は、知財部門の在り方に直接切り込むものである。知財部は専門的な組織と見なされがちであるため知財部だけで動いてしまうという指摘を踏まえ、経営層や他部門と連携して動くこと、および双方を理解する人材を適切に配置することが求められている^{3,16}。

求められる転換は次のように整理できる。第一に、機能の転換である。出願・権利化の実務にとどまらず、事業プロセスの細分化による差別化要素の可視化、オープン＆クローズ戦略の設計、ビジ

ネスモデルを含む一貫通貫のデザインまでを担う「知財と事業のハブ機能」が期待される³。第二に、組織の転換である。知財・無形資産の投資・活用を統括する担当 CxO の配置と、経営企画部門等との人的交流の仕組みが求められる³。第三に、説明能力の転換である。知財投資が中長期の企業価値にどうつながるかを、時間軸に沿った因果関係と KPI で説明する能力が、取締役会と投資家の双方に対して必要となる³。

4.2 生成 AI への対応 — プリンシプル・コード

生成 AI の業務利用率は、日本が国際的に見て低い水準にある。総務省「令和 7 年版情報通信白書」によれば、国内企業の生成 AI 業務利用率は 55.2%であり、中国 95.8%、米国 90.6%、ドイツ 90.3%がいずれも 9 割を超えるのと対照的である⁸。推進計画 2026 は、この背景に他者の知財を侵害するのではないかという利用上の懸念があるとの仮説に立ち、技術開発の促進と知財保護のバランスを図る施策を打ち出している^{1,16}。

その出口が「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）」である。2025 年 12 月 26 日に案が公表されパブリックコメントが実施された（2026 年 1 月 26 日締切）⁹。透明性確保（使用モデル・学習データ関連事項・知財侵害防止の技術的措置の有無等の開示）と知的財産保護を柱とし、罰則ではなく「できる範囲で実施し、難しい場合は理由を説明する」というコンプライ・オア・エクスプレインの考え方を採る点に特徴がある。2025 年 9 月全面施行の AI 法および 2025 年 12 月閣議決定の AI 基本計画を踏まえたソフトローとして位置づけられる⁹。

特許・意匠については、AI・生成 AI を前提とした法制度的対応の要否が、産業構造審議会知的財産分科会の特許制度小委員会・意匠制度小委員会において引き続き議論されている^{1,16}。

4.3 経済安全保障と技術流出対策

営業秘密侵害事犯の検挙事件数は、令和 7 年（2025 年）中に 38 事件となり、前年より 16 事件（72.7%）増加して過去 10 年間で最多となった¹⁰。相談受理件数も令和 6 年中 79 件、令和 5 年中 78 件と、3 年連続で 70 件を超える高水準で推移している¹⁰。

推進計画 2026 は、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」（2025 年 12 月）等に基づく研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を推進するとともに、不正競争防止法の営業秘密規律について被害者救済および国外漏洩防止の観点から制度の在り方を検討するとしている¹。

「秘密情報の保護ハンドブック」「営業秘密管理指針」等の周知、営業秘密相談窓口の活用も継続される^{1,16}。

企業実務の観点では、改訂コーポレートガバナンス・コードの原則 4-4 解釈指針が技術等の情報流出リスクへの対応をリスク管理体制の考慮事項に含めた点⁴と併せ読むことで、営業秘密管理が知財部門の内部管理事項からガバナンス上の説明対象へと格上げされたと理解できる。

4.4 権利行使・紛争解決実務の見直し

産業財産権制度が有効に機能するには紛争解決手段が実効的である必要があるとの認識のもと、推進計画 2026 は次の検討課題を掲げている。

- 査証制度の見直し。2019 年特許法改正で導入された査証制度（特許法 105 条の 2、2020 年 10 月 1 日施行）について、推進計画本文は「導入後、実施に至った例がない」と明記し、要因として「手続上の要件の厳格さや費用負担、制度に対する認知・理解の不足など」を挙げた。権利者・実務家へのヒアリングにより原因を分析し改善策を検討するとともに、証拠収集手続の充実・強化の在り方を検討したうえで、著作権・営業秘密への拡大の可能性および海外所在証拠への対応を検討する¹。
- 民事的救済措置の在り方。損害賠償額算定方法に係る特許法等改正の効果検証を踏まえ、損害の回復と侵害者利益の剥奪を確実にする民事救済措置の在り方を検討し、所要の措置を講じる。いわゆる「侵害し得」の状況となっていないかの検証が背景にある^{1,16}。
- 集团的・組織的な権利行使の仕組み。個人等が単独では権利行使が困難な場合に備え、複数の権利者が有する知的財産権を集約し権利行使を容易化する仕組みを検討する¹。
- 公募型研究費における知財の取扱い。事業目的に応じて、公募申請時に先行技術調査や所属機関の知財戦略策定状況を含む知財状況を申請させて採択評価の参考とし、成果報告においても知財の取組状況を報告させることを検討する。研究の初期段階から知財の観点を検討させる趣旨である¹。

4.5 海賊版・模倣品対策、産学連携、中小企業支援

海賊版・模倣品対策

日本向け海賊版上位 10 サイトへの月間アクセス数は 1 億アクセスの大半を下回ったものの、依然として高水準にある¹²。SNS 等における「誘導型詐欺広告」を通じた模倣品流通という新たな脅威に対し、SNS プラットフォーム事業者への実効的対策の要請と国際連携が推進される。官民一体で「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に基づく取組を進めるとともに、正規版流通の促進（配信・流通プラットフォームの拡大、翻訳人材の育成）も柱とされている^{1,16}。

産学連携・スタートアップ

大学については、「大学知財ガバナンスガイドライン」（2023 年 3 月 29 日、内閣府・文部科学省・経済産業省）¹¹の大学経営層を含めた浸透を図る。多くの大学で 8 割の特許が未利用であり、社会実装の機会に大きな拡大余地があるとされる¹。「知財戦略プロデューサー」の大学等への派遣等により産学連携を後押しする。スタートアップ支援では、ビジネスと知財の専門家で構成する知財戦略プロデューサーのチームを創業期スタートアップに派遣する IPAS（知財アクセラレーションプログラム）が継続され、支援実績は 2024 年度 18 社、2025 年度 22 社である¹。

中小企業・農林水産分野

中小企業については、知財経営支援ネットワークによる伴走支援と知財経営支援人材の育成を進めるとともに、大企業との取引関係において中小企業が知財侵害を受けるケースに対する侵害抑止制度の構築が課題とされている¹。農林水産分野では、育成者権管理機関を 2026 年夏に立ち上げて優良品種の海外流出防止と海外からの収益確保につなげるほか、「農業知財総合支援窓口」による現場と専門人材のマッチング、GI・商標によるブランド保護・活用が推進される^{1,16}。

データ利活用

AI for Science を支える研究データの管理・利活用、農業関連データ（農機のオープン API）、医療分野（電子カルテ情報共有サービス、2026 年度冬頃を目途に全国運用開始）、防災（新総合防災情報システム）の各分野でデータ流通環境の整備が進められる^{1,16}。講演では、現段階ではデータの利活用促進が議論の主眼であり、知財上の取扱いが利活用が進んだ後に論点化するとの見通しが示された¹⁶。

5. 実務対応の時間軸

以上を踏まえた企業側の対応を、時間軸に沿って整理すると次のようになる。なお本章は一次資料の記述に基づく本書の分析であり、政府が特定の実施時期を指定しているものではない。

第 1 段階（即時：2026 年内）

- 取締役会のアジェンダに知財・無形資産投資を正式議題として組み入れ、ガイダンスの 5 つのボトルネックに照らした自社診断を実施する。
- 改訂コード原則 4-1 への対応として、成長投資に占める知財・無形資産投資の位置づけ（内部投資か外部投資か、短期か中長期か等の観点）を整理する。

- 知財・無形資産の創出・取得・強化・保護・収益化を統括する担当 CxO の配置を検討し、知財部門と経営企画・IR 部門の人的交流の仕組みを設計する。あわせて「知財と事業のハブ機能」を担うポジションの設置を検討する。

第 2 段階（2027 年 7 月末の CG 報告書提出期限まで）

- 原則 4-1・4-2(2)・3-1③に対応した開示ストーリーを構築する。知財・無形資産と企業価値向上の因果パス、経営指標との紐付け、時間軸に沿った KPI を明示する。
- エクスプレインを選択する場合も「ひな型」的表現を避け、自社固有の事情に即して丁寧に説明する。
- 統合報告書での自主開示を先行させつつ、有価証券報告書の記載事項化および株主総会前開示（原則 1-2）の動向をモニタリングする。

第 3 段階（継続的取組）

- 成長戦略 17 分野に関連する事業を持つ企業は、IP ランドスケープを研究開発プロジェクトの「勝ち筋」特定に活用する。
- 生成 AI を利用する企業は、プリンシプル・コード確定版に備え、使用モデル・学習データの透明性確保と知財侵害防止の技術的措置、社内 AI ガバナンスを整備する。
- 経済安全保障の観点から営業秘密管理・研究セキュリティ体制を点検する（改訂コード原則 4-4 解釈指針にも対応する）。

今後の対応水準を大きく左右しうる指標として、次の 4 点を注視すべきである。①知財・無形資産ガバナンスガイドライン改訂版（令和 8 年度中）の内容確定、②生成 AI プリンシプル・コード確定版の公表、③有価証券報告書の記載事項化に関する法制度的決定、④査証制度の見直しおよび証拠収集手続強化の立法動向。

6. 留意事項

6.1 確認済み事実と分析の区別

コーポレートガバナンス・コード原則 4-1 および解釈指針の文言、ガイダンスの 5 つのボトルネック、推進計画本文・概要の数値および目標値は、内閣官房（内閣府知的財産戦略推進事務局）、金融庁、東京証券取引所、特許庁、警察庁、総務省の一次資料により確認した。他方、企業に「求められる行動」の解釈および第 5 章の段階的推奨は、これら一次資料の記述に基づく本書の分析であ

る。

6.2 講演録の用語に関する訂正

講演録は音声書き起こしに基づくと思われ、以下の用語について原資料に基づき訂正のうえ記述した。

講演録の表記	正しい用語
差押制度	査証制度（特許法 105 条の 2）
侵害試録	侵害し得（しんがいしどく）
申請創出の例外	新規性喪失の例外（特許法 30 条）
IPASS	IPAS（知財アクセラレーションプログラム）

6.3 未確認事項

- 公募型研究費における特許法 30 条（新規性喪失の例外）の適用割合について、講演で言及された具体的数値は、推進計画本文および特許庁の公開一次資料では特定できなかった。構想委員会・特許制度小委員会の配布資料に含まれる可能性があるが未確認である。推進計画本文には先行技術調査・知財状況を申請・報告させる旨の記述はあるが、定量値の明示はない。
- 知財・無形資産ガバナンスガイドラインの改訂について、講演で言及された「年度内改訂」は推進計画本文で「令和 8 年度中に改訂」と確認できるが、「Ver.3.0」という版数呼称および確定内容は本書作成時点で未公表である。現行は Ver.2.0（5 つのプリンシプル、7 つのアクション、コミュニケーション・フレームワーク）である。
- 参考文献のうち URL を付していないものは、本書作成時点で URL の実在を確認できなかったものである。資料名は原資料の記載に従っているが、参照の際は各府省庁のサイトで最新版を確認されたい。
- 本書に記載した数値は各原資料の公表時点のものである。今後の法改正・ガイドライン改訂により変動しうる。プリンシプル・コードの最終形、有価証券報告書記載事項化の可否など、法解釈や見通しが不確定な部分は本文中で明示した。

参考文献

[1] 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2026 ― 成長戦略を支える知財戦略の推進 ―」（令和 8 年 6 月

- 12 日決定) 本文。 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_all.pdf
- [2] 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2026 (概要)」 (令和 8 年 6 月 12 日)。
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_gaiyo_all.pdf
- [3] 内閣府 知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会「価値創造を加速する知財・無形資産投資・活用のガイダンス ～コーポレートガバナンス・コード改訂を機会に、企業価値を向上させるために～」 (令和 8 年 8 月 3 日)。掲載ページ：
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/tousi_guidance.html 本体 PDF：
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/pdf/tousi_guidance_shiryo_01.pdf
- [4] 金融庁「コーポレートガバナンス・コード (2026 年改訂)」 (令和 8 年 7 月 21 日) 変更点。
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721/02.pdf>
- [5] 金融庁「コーポレートガバナンス・コードの改訂について (改訂の趣旨)」 (令和 8 年 7 月 21 日)。
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721/03.pdf>
- [6] WIPO “World Intangible Investment Highlights 2025”。 (推進計画 2026 における引用に基づく。URL 未確認)
- [7] Ocean Tomo “Intangible Asset Market Value Study”。 (内閣府作成資料における引用に基づく。URL 未確認)
- [8] 総務省「令和 7 年版 情報通信白書」。 (URL 未確認)
- [9] 内閣府「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード (仮称) (案)」 (令和 7 年 12 月 26 日公表、意見募集は令和 8 年 1 月 26 日締切)。 (URL 未確認)
- [10] 警察庁生活安全局「令和 7 年における生活経済事犯の検挙状況等について」。 (URL 未確認)
- [11] 内閣府・文部科学省・経済産業省「大学知財ガバナンスガイドライン」 (令和 5 年 3 月 29 日)。
 (URL 未確認)
- [12] 一般社団法人 ABJ「出版物違法サイトの状況」。 (URL 未確認)
- [13] 内閣府「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン (知財・無形資産ガバナンスガイドライン) Ver.2.0」。 (URL 未確認)
- [14] 「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」 (令和 8 年 3 月閣議決定)。 (URL 未確認)
- [15] 「日本成長戦略」 (令和 8 年 7 月閣議決定)。 (URL 未確認)
- [16] 内閣府知的財産戦略推進事務局 清水参事官 講演録「知的財産推進計画 2026 について」 (2026 年 8 月 4 日)。 ※依頼者提供資料 (音声書き起こし)